

## ワクチン・検査パッケージ制度等登録要領

### 1. 趣旨

この要領は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱(令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部 以下「要綱」という。)」及び飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改定その2)(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、農林水産省大臣官房審議官事務連絡)に規定される第三者認証制度認証店、いわゆる「高知家あんしん会食推進の店認証制度認証店(以下「認証店」という。)」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する事業者及び新型コロナウイルス感染症対策基本の方針(令和4年1月7日変更)に規定される対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。)により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者の登録等について定めるものである。

### 2. 対象事業者

ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査の実施により、行動制限の緩和の適用を受けようとする者は、認証店を営む事業者とする。

### 3. 適用を受けようとする事業者の登録申請

ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査の実施により、行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、対象店舗ごとに、ワクチン・検査パッケージ制度等登録申請書(様式1)により、知事に登録を申請すること。

#### (1) 登録申請書の提出先

〒780-0870

高知市本町2丁目2-29 畑山ビル2F

高知家あんしん会食推進の店認証制度運営事務局

#### (2) 提出書類

ワクチン・検査パッケージ制度等登録申請書(様式1)

### 4. 登録及び登録ステッカーの交付

申請があったときは、知事は登録申請書により、店舗の名称、認証番号等の店舗を特定するために必要な情報を確認したうえで、登録を行い、登録した事業者(以下「登録事業者」という。)に登録ステッカーを交付するものとする。

### 5. 登録ステッカーの利用等

(1) 登録事業者は、登録店舗において、利用者が登録事業者であることがわかるように、外から見える位置にステッカーを掲示するとともに、その広告物において登録事業者である旨を使用できるものとする。

(2)登録事業者は、その責めに帰することができない事由により登録ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、ワクチン・検査パッケージ制度等登録ステッカー再交付申請書(様式2)により登録ステッカーの再交付を求めることができる。

## 6. 登録内容の変更

登録事業者は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、ワクチン・検査パッケージ制度等登録事項変更届(様式3)により知事に報告するものとする。

## 7. 登録の辞退

登録事業者は、施設の閉鎖等登録の要件を満たさなくなると見込まれるとき又は登録の取り消しを希望するときは、ワクチン・検査パッケージ制度等登録辞退届(様式4)により、登録の辞退を申し出るものとする。また、申出をした事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめなければならない。

## 8. 適用

この要領は、令和4年1月24日より適用する。